

日本における地理的表示(GI)保護の現在地

特許庁 審査業務部 商標課 企画調査班長 藤村 浩二

抄録

「地域ブランド」を知的財産として保護する制度として、日本においても認知度が高まってきた地理的表示(GI)保護制度に関して、その概要及び最近の動きを解説する。

地域ブランドを知的財産として保護するものとして、地域団体商標とセットでよく語られるのが、地理的表示、いわゆる”GI”である。GIは英語の「Geographical Indication」の略であり、TRIPS協定においても知的財産として定義されており、最も力を入れているEU諸国をはじめ、世界100か国以上で保護されているものである。今回、私自身が、平成28年の秋から、農林水産省食料産業局知的財産課に出向し、農林水産物等に関する地理的表示保護制度に関する業務に携わらせてもらったこともあり、この機会に日本におけるGI制度の概要について紹介させてもらいたいと考える。なお、本稿内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、特許庁、農林水産省等の公式見解を示すものではないことを申し添えておく。

1. 日本におけるGI保護の歴史

日本におけるGIの保護は、酒の分野からであり、WTO(世界貿易機構)の発足に際し、ぶどう酒と蒸留酒の地理的表示の保護が加盟国の義務とされたことから、平成6年に国税庁が制度を制定したのが始まりである(平成27年に見直しを行い、現在はすべての酒類が制度の対象となっている)。例えば、ワインにおける「シャンパン」という言葉、日本での使い方が変わった時のことを覚えている方も多いのではないかと。「シャンパン」はフランスのシャンパーニュ地方で作られるワインを表すGIであるが、実際

は同じような生産方法のものが世界中で作られ、「シャンパン」の語は発泡性ワインの総称のような使われ方が以前はされていた。しかし、WTO協定ができてからは、シャンパーニュ地方で作られ一定の基準を満たすもの以外は「シャンパン」と名乗ることは禁止され、それらは「スパークリング・ワイン」のような名称で日本でも流通するようになった。現在では、その認識はかなり定着しているということは共感を得られると考える。

TRIPS協定においては2段階でGIを保護している。GIに関する定義と基本的な保護を第22条で定め、真正な原産地について公衆を誤認させるような手段でのGIの使用やGIを含む商標登録が禁止されている。2段階目の第23条はぶどう酒と蒸留酒を対象としたもので、こちらは原産地の誤認をしないに関わらずGIの使用やGIを含む商標登録を禁止するという強力な”追加的保護”が加盟国に求められている。日本のGI保護がぶどう酒と蒸留酒から始まったことや商標法第4条第1項第17号でぶどう酒と蒸留酒のGIのみ特別に保護しているのは、TRIPS協定の規定の影響といえるだろう。

今回の主題としたい農林水産物等についてのGIの保護が日本で始まったのは、平成27年6月である。法律は「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」という名称であるが、その第1条でTRIPS協定に基づいてこの制度を確立する旨を明記している。ただ、TRIPS協定第22条レベルではなく、”追加的保護”のような「+α」の保護を与えるものに

なっており、仮想例として、浅間山周辺で生産される特別なバナナについてのGI「浅間バナナ」が保護されるとすると、「熊本県産浅間バナナ」のような表示だったり、「浅間タイプバナナ」や「浅間風バナナ」のような表示も規制されるとしている。「スペイン産シャンパン」や「シャンパン風ワイン」が規制されるのと同じレベルの保護が定められているのである。

2. GIとはなにか

前述したとおり、GIの定義はTRIPS協定においてされている。そこでの定義を簡略化すると、以下の4つの要素で構成されている。

- ①商品に関する表示であること
- ②(商品に)確立した特性(品質、社会的評価等)があること
- ③その(商品の)特性が原産地に主として帰せられること
- ④商品が特定の地域を原産地とするものであることを特定する表示であること

日本の農林水産物等についてのGI保護制度(以下、単に「GI制度」という場合には、農林水産物等についてのGI保護制度をいう。)におけるGIの定義も、それに従ったものである。農林水産省の資料に

は「地理的表示とは、農林水産物・食品等の名称で、その名称から当該商品の産地を特定でき、商品の品質等の確立した特性が当該産地と結びついているということを特定できる名称の表示をいう」とされている。

ある地域の気候(自然的要因)や伝統技術(人的要因)によって他の産地とは異なる品質や社会的評価を有するような商品(農林水産物等)があり、ある特定の名称がその商品を指し示している関係性が確立している場合に、その名称を表したものが地理的表示(GI)である、ということである。

地域ブランドの名称を「地域の財産」として保護する制度として、地域団体商標とGIの違いについて触れられることも多いが、細かい点は随時触れることとし、大きな点のみ先に記載しておく。1点目は、地域団体商標は「権利(商標権)」として地域ブランドの名称を保護することになる。権利であるので、特定の者(地域の団体)に帰属するものとなり、権利取得後は、品質基準や名称の使用ルール等を決めたり、当該商標の使用の許可等は、その権利者が自由に行える。一方、GIはまさに「地域の財産」となるので、特定の団体等に属するものではないため、登録生産者団体であろうと自由に基準を変更したり、GIを使用する人を恣意的にコントロールするこ

定義：地理的表示とは、農林水産物・食品等の名称で、その名称から当該商品の産地を特定でき、商品の品質等の確立した特性が当該産地と結び付いているということを特定できる名称の表示をいう。

地理的表示のイメージ - 市田柿を例に -

(例) 市田 柿
地名 + 果実名

生産地

- 人的要因
 - ・下伊那郡高森町(旧市田村)が発祥の「市田柿」のみを使用
 - ・じっくりとした「干し上げ」、しっかりとした揉み込み
- 自然的要因
 - ・昼夜の寒暖差が大きいため、高糖度の原料柿ができる
 - ・晩秋から初冬にかけて川霧が発生し干柿の生産に絶好の温度と湿度が整う

結び付き

産品の特性

- ・「市田柿」は特別に糖度が高い
- ・もっちりとした食感
- ・きれいな飴色
- ・小ぶりで食べやすい
- ・表面を覆うキメ細かな白い粉化粧

地理的表示



高い知名度を有する市田柿という名称から産地と産品の特性がわかる

図1 地理的表示とは(農林水産省資料より抜粋)

とはできないことになる。2点目としては、商標制度は「表示」(商標)に焦点をあてた制度であり、その商標がどのように使用されているかについて注目して審査が行われるのに対し、GI制度においては、「表示」(名称)のみならず、それが付される「産品」に焦点をあてた制度であり、その産品がどのような特性をもったものなのかにも注目して審査が行われる。このような違いを頭に入れて読んでもらうと、GI制度への理解を深めてもらえると思う。

3. GI制度の概略

GIとして保護を受けるためには、GIとして「登録」される必要がある。それ以外には、外国のGIについて国際約束を結ぶことにより保護対象として「指定」される場合もあるが、まず基本となる「登録」に焦点を当てて大枠を説明したいと考える。(なお、制度の詳細を知りたい場合は、「特許研究(第63号)」「独立行政法人 工業所有権情報・研修館 発行」にもGI制度と商標制度との違いを中心にしたものを寄稿しているので参照してほしい。)

(1) 申請

登録されるためには、その地域の生産者団体が農林水産省に申請する必要がある。農林水産省が自ら「これは日本のGIである」と認定していくものではない。これは、後述するが、GIの保護は登録を受けた生産者団体がしっかり産品の基準等について自己管理を行うことが保護の前提となってくることから、そのような管理を自主的に行う団体がいない場合に保護対象となりえないこととも関連していると考えられると理解しやすいであろう。

申請は書類を農林水産省に提出することによって行われる。提出する必要がある書類は、登録したいGIの内容を示した「申請書」・「明細書(明細書の記載内容は申請書と基本同じ)」と、生産者団体が品質基準や適正表示の自己管理を行う方法を定める「生産行程管理業務規程」が主なものとなり、その他には、記載内容を証明する資料や生産者団体の定款・財務データ等の提出が求められる。受けて農林水産省で審査が行われる。「申請書」「明細書」に記載するGIの内容というのは、名称、産品の種類、産地のほかに、同種のお産品と比べてどのような

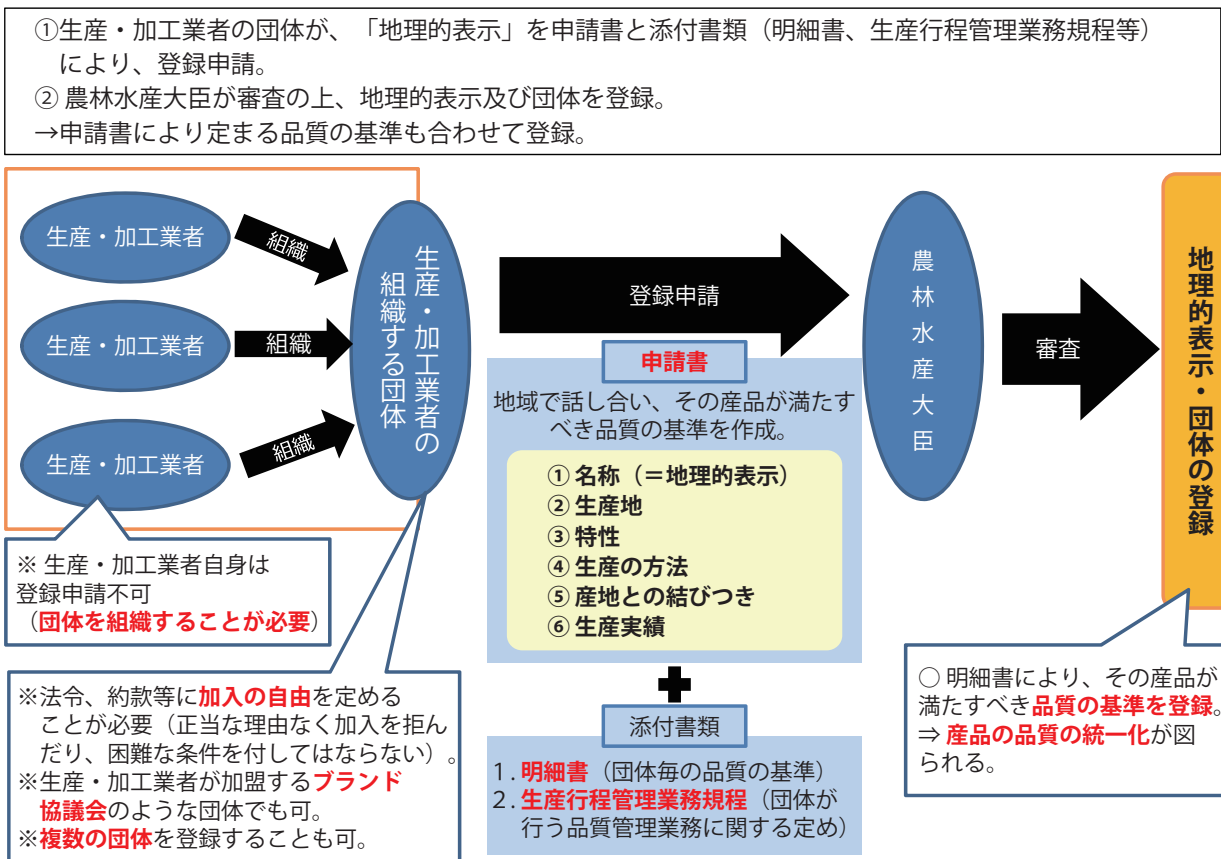


図2 地理的表示の登録手続(農林水産省資料より抜粋)

● 特性がある産品なのか、その特性を得るためにどのような方法で生産されるのか、特性とその生産地とどのような結びつきがあるのか、生産されてきた実績はどれくらいか、といったことを記載する必要がある。GI制度はよく商標制度と比較されるが、申請書の内容の性格からすると、商標の願書より、特許・実用新案の願書に近いとも言えるだろう。申請団体は、しっかりと産品の特性や生産方法、どうしてその特性が得られているのかを客観的に分析した上でないと、申請書類を適切に記載するのは難しいだろう。

(2) 審査

申請があった場合には、形式審査及び実体審査が行われる。定義の欄に記載した①～④を満たしているか否かが主な審査対象となってくる。

● 「①商品に関する表示であること」との関係はそれほど難しくない。日本のGI制度は、農林水産物等のみを対象にしているため、工芸品等は含まれない。食用の農林水産物、飲食料品に含まれるものが中心であるが、その他にも観賞用の植物や魚、真珠等の農林水産物や木炭、畳表、生糸等の農林水産物の加工品は、限定的であるが対象に含まれている。それらに関する名称であれば、登録の対象となってくる。商標制度と異なりサービスについては対象としていないため、地元のレストランで提供されている昔からの名物料理のようなものは基本的には保護の対象とはならない。

● 「②(商品に)確立した特性(品質、社会的評価等)があること」との関係でいうと、ポイントは大きく2つある。1点目は、同種の商品と比較して差別化された特徴を有するか否かである。必ずしも糖度の差等の科学的な証明ができなくてもよいが、市場評価等で他商品と差別化された評価がされている必要がある。特性というと「品質」を想像することが多いと考えるが「社会的評価」でもよく、市場における価格差もよく主張される点になっている。いずれにしても、しっかりと客観的な証拠を基に特性が説明できている必要がある。2点目は、その特性が「確立した」ものであるか否かという点である。長年地域で生産され他地域の産品とは異なる一定の特性を有する産品として定着しているものを「地域の財産」として今後もしっかりと継承していけるように保護し

よう、というのがGI制度のコンセプトとしてあり、この要件はそのことに合致するものであろう。概ね25年程度の実績が必要とされており、それも、単なる生産実績ではなく、その一定の特性を有した状態での生産実績が必要となる。GI制度では、名称だけでなく特性や生産の方法も登録されることから、まだ特性が確立していないものを登録してしまうと、数年後には登録内容に合致する産品がなくなってしまふような事態も考えられることから、特性が確立したものを登録するというのは理に適っているといえる。

「③その(商品の)特性が原産地に主として帰せられること」がもしかしたらGIの本質かもしれない。産品の特性が生産地と強く結びついていることが重要である。特定の個人や団体との結びつきでなく、生産地の自然環境や人的環境があって初めてその産品の特性が産まれている、ということが論理的に説明されている必要がある。

● 「④商品が特定の地域を原産地とするものであることを特定する表示であること」との関係で最も争われる点は、その名称が、特定の生産地で生産された特定の品質等を有する産品にのみ使用されているか否かである。例えば、申請団体の中では一定の基準をもって生産していたとしても、団体の構成員以外の人が同じ名称でさまざまな品質のものを生産している実情がある(多少のアウトサイダーの存在は許容され、そのような者は先表示者(GI制度に関する資料において「先使用者」という表現がされているが、「表示を付していた者」という法律の表現に対応させるため、本稿では「先表示者」と記載する)として保護される)と、需要者はその名称から「生産地」や「特性」を特定できないことになる。なお、この点は、申請書類からは読み取れないため、審査担当者による職権調査や現地調査の結果から判断されることになる。

● その他にも諸処の要件があるが、商標制度との調整では、申請名称と同一・類似と認められる商標が登録されている場合(当該文字部分に識別力が認められて登録になったと考えられる場合に限る)については、その商標権者の同意がない限り、GIは登録されないことになっている。これは、GIを保護する規定は、その登録前に既に善意で登録されている商標の登録の適格性や使用する権利を害するもので

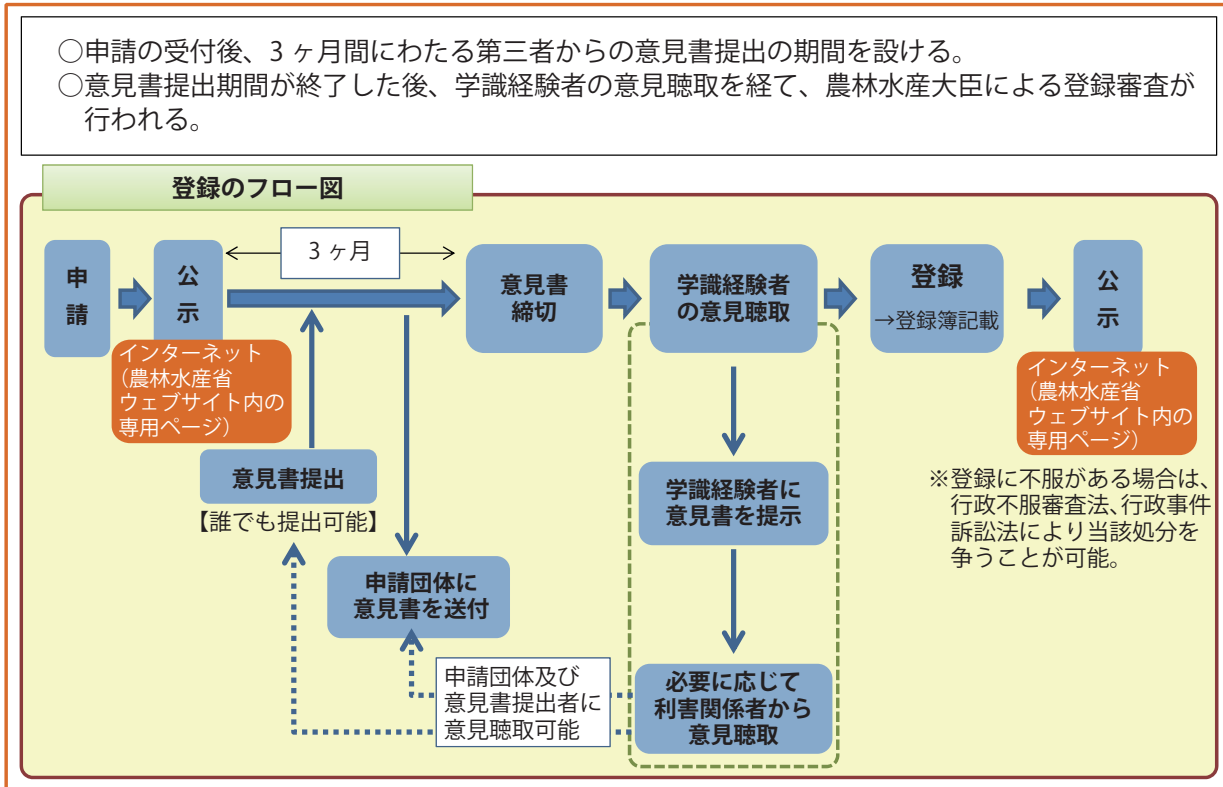


図3 地理的表示の審査手続 (農林水産省資料より抜粋)

あってはならない、という TRIPS 協定の第 24 条の趣旨に即したものとなっている。なお、商標権者は一度与えた同意を撤回することもでき、その場合には GI 登録は取り消されることになる。

審査がある程度進むと、現地調査が行われる。現地調査では様々な観点から調査が行われ、具体的にみると、申請書の記載事項が実際と異なることがないか若しくは産品の一部を表すものとなっていないか、生産者団体が生産行程管理業務を行う体制・準備が整っているか等に加え、現地における同一・類似名称の使用実態はどうなっている等について、生産者団体及びその構成員へのヒアリングや生産現場・販売現場の視察等を通じて調べられる。

内容がある程度精査された段階で申請内容は農林水産省の HP で公示され、当該申請に関する第三者からの意見を 3 か月受け付ける。意見提出期間が過ぎると、学識経験者委員への意見聴取が委員会形式 (非公開) で行われ、その後、学識経験者委員の意見をふまえ、最終的に農林水産省で登録・拒否が決められる。なお、申請の公示後に実質的な補正があった場合には、再度公示され意見聴取期間が設けられる。

本稿執筆時点で 59 産品が登録になっており、そ

の登録内容は農林水産省の HP で公示されている。「夕張メロン」や「神戸ビーフ」のような全国的に有名なものもあれば、「新里ネギ」、「ひばり野オクラ」、「水戸の柔甘ねぎ」等、一部地域の人以外にはあまり馴染みがないかもしれないものも含まれる。出願人の商標としての一定の周知性が求められる地域団体商標と差別化した特性を有した状態での 25 年程度の生産実績が求められる GI と、登録要件は異なるが、各々の要件を満たして双方に登録されているものも多く存在する。また、海外産品も対象としており、現在のところイタリアの「プロシュット ディ パルマ」1 件が登録になっている。なお、農林水産省では 2020 年までに 47 都道府県すべてにおいて 1 産品以上の登録を目指しており、現在 34 道府県の産品が登録されている。

(3) 保護

GI が登録されると、生産者団体の構成員が生産する、登録内容 (特性や生産の方法等) に従った産品にのみ、その GI を付すことが認められることになる。つまり、生産者団体の構成員以外が生産するものや登録内容に従っていないものには、先表示者等を除き、その GI を付すことは禁止される。先表示者とし

○平成27年12月22日からこれまでに、34道府県の58産品、1ヶ国の1産品の計59産品が登録。

登録申請公示（平成30年2月7日時点）	
江刺りんご	岩手県
松館しぼり大根	秋田県
対州そば	長崎県
山形セルリー	山形県

イタリア	(41) プロシュット ディパルマ
------	-------------------

大分	しちとういおもて (22)くになさき七島蘭表
	おおいた (33)大分かぼす
福岡	やめでんとうほんぎよくろ (5)八女伝統本玉露
熊本	けんざんぐさ (8)くまもと県産い草
	けんざんぐさたみおもて (9)くまもと県産い草畳表
宮崎	みやざきぎゅう (55)宮崎牛
鹿児島	かごしまつぼつくろず (7)鹿児島島の壺造り黒酢
	さくらじまこ (46)桜島小みかん
	へつか (57)辺塚だいたい
	かごしまくろし (58)鹿児島黒牛
沖縄	りゅうきゅうす (44)琉球もろみ酢

福井	よしかわ (14)吉川ナス
	やたべ (15)谷田部ねぎ
	やまうち (16)山内かぶら
	かみしょう (43)上庄さといも
	わかさおぼまこだいづけ (45)若狭小浜小鯛ささ漬
和歌山	きしゅうきんざんじみそ (39)紀州金山寺味噌
兵庫	たじまぎゅう (2)但馬牛
	こうべ (3)神戸ビーフ
山口	しものせき (19)下関ふく
	みとう (40)美東ごぼう
徳島	きとう (42)木頭ゆず
岡山	つらじま (24)連島ごぼう
愛媛	いよいよ (10)伊予生糸
香川	かがわおぼらべにわせ (54)香川小原紅早生みかん
鳥取	とっとりさきぎゅう (11)鳥取砂丘らっきょう

富山	にゅうぜんすいが (53)入善ジャンボ西瓜
石川	かがまる (17)加賀丸いも
	のとしか (20)能登志賀ころ柿
新潟	ちやまめ (29)くろさき茶豆
京都	まんがんにあま (37)万願寺甘とう
奈良	みわそうめん (12)三輪素麺
滋賀	おうみぎゅう (56)近江牛

北海道	ゆうばり (4)夕張メロン
	とちかかわにしなが (21)十勝川西長いも
青森	(1)あおもりカシス
	じゅうざんこざんやまと (23)十三湖産大和しじみ
	おがわこざんやまと (52)小川原湖産大和しじみ
秋田	おおだて (32)大館とんぶり
	(51)ひばり野オクラ
岩手	まえさわぎゅう (28)前沢牛
	いわてのだむらあらうみ (47)岩手野田村荒海ホタテ
山形	よねざわぎゅう (26)米沢牛
	ひがしね (30)東根さくらんぼ
宮城	(31)みやぎサーモン
岐阜	おくひだやまのむらかんぼだいこん (48)奥飛騨山之村寒干し大根
	どうじょうはちやがき (50)堂上峰屋柿
三重	とくさまつかうし (25)特産松阪牛
愛知	にしお まっちゃ (27)西尾の抹茶
	はつちょうみそ (49)八丁味噌
栃木	にっさと (35)新里ねぎ
茨城	えどさき (6)江戸崎かぼちゃ
	いいぬまくり (38)飯沼栗
	みと やわらか (59)水戸の柔甘ねぎ
静岡	みしまばれいしょ (18)三島馬鈴薯
	たごうら (36)田子の浦しらす

図4 GI登録状況（農林水産省資料より抜粋）

て継続して表示することが認められる者は、通常の商標権の先使用権者のような周知性の獲得は要件とされており、地域団体商標と同様、登録前にその表示を不正の目的なく付していれば認められる。

GI制度の特徴的なものとしてGIマークがある。正規のGI産品についてGIを付す場合には、GIマークを必ずつけなければならない。つまり、基準を満たす産品を出荷・販売する際にGIを付すか否かは任意であるが、GIを付した場合のGIマークの貼付は義務である。これは、先表示者が付しているGIが付されている産品が存在するとの前提のもと、市場においてGI産品とそうでないものとを明確に区別するために設けられている措置である。また、この義務は生産者のみならず、その流通業者・小売業者も同様の扱いが求められることになり、小売をする際の値札等にGIを付す場合にはGIマークがしっかり確認できるようにする必要がある。このようにして生産者・消費者双方のために、真正なGI産品であることをしっかりと消費者まで伝えていく仕組みを構築している。

GIに登録された場合、生産者団体はしっかりと登

録内容に従った産品を生産し、GI・GIマークを適正に付しているかを自主管理し、農林水産省に毎年報告することになる。これが適正にできないと措置命令の対象となり、最終的には登録の取り消し対象となりうる。なお、先表示者の立場と生産行程管理業務との関係について、どちらが優先されるのかについては、後者であるとの立場が取られており、構成員については、登録の前から自身の産品に表示していたとしても、登録後は登録内容に従ったものしかGIを付すことは実質的にできないと解されている。なお、この自主管理の側面は、EUの制度とは大きく異なる。EUにおいては、第三者機関が品質保証機関としての機能を果たすことになり、GI登録されたとしても、生産者団体に課される義務はない。GIはまさに地域の財産となり、生産者団体に属しているか否かを問わず、登録された基準に即した産品であり第三者機関のチェックを受けていれば、GI産品として認められるのである。日本でもGI登録されている「プロシュット ディパルマ」を例に取れば、IPQ（パルマハム品質協会）と呼ばれる第三者機関が品質チェックを非常に厳しく実施している。年に

- ①登録を受けた団体の構成員が基準を満たしていない産品に「地理的表示」を付して産品を販売
- ②登録を受けた団体の構成員でない生産・加工業者が「地理的表示」を付して産品を販売等の不正使用が行われていることを知った者は農林水産大臣(省)にその旨を通報。
- 農林水産大臣は不正使用を行っている生産・加工業者に対し、不正表示の除去又は抹消を命令。
- 輸入業者により輸入されたGIの付された模倣品の譲渡し等を禁止。
→従わない場合は罰則も。

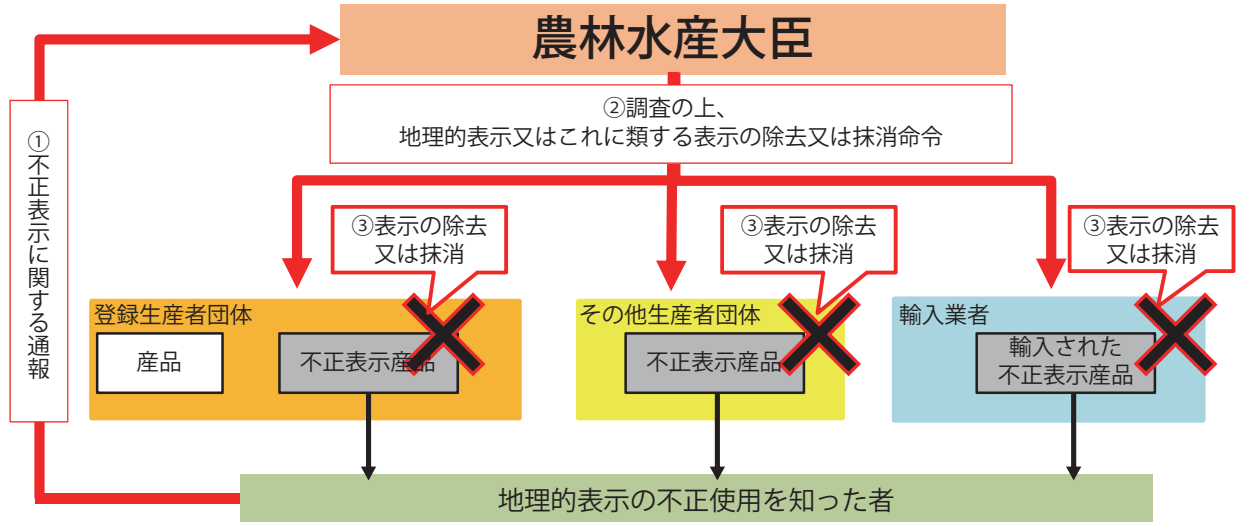


図5 不正使用への対応(農林水産省資料より抜粋)

1回の監査という感じではなく、月に何度か実際の生産現場でしっかりと基準に従った行程がされているかを細かく確認したり、すべての製品を対象に最終製品のチェックを実施したり、スライス・パック行程に至ってはIPQの職員が工場に常駐して常に行程を監視している。当然チェックで不合格となった場合は、GIを付しての販売は禁止されることになる。第三者機関がそのような役割を担っているため、欧州における生産者団体の立ち位置は産品(地域)により様々であるが、GI産品のブランド価値を維持・高めるために、自主的な管理や市場監視、プロモーション活動等を行う主体として活動している団体も多い。

一方、GI及びGIマークの他者の不正表示については、政府が取り締まる。権利者が自身で監視をし、アクションを起こす必要がある商標制度と大きく異なる部分となる。農林水産省が職権での調査も行うが、通報制度がメインとなっている。不正表示の通報があった場合には、農林水産省は調査をし、不正が認められれば、不正表示の除去・抹消を命令することになる。それでも改善されない場合には罰則が科されることになり、罰則としては、懲役・罰金が用意されている。なお、GIの侵害品は税関での取り

締まり対象とはなっていないが、平成28年の法改正で、GI侵害品を輸入した者がそれを譲渡することを禁止する条項を定めており、そのことによりGI侵害品の輸入への対策を行っている。

4. よく誤解されるポイント

GI制度でよく誤解されてしまい地元で問題となる点がいくつかあるので、触れておきたい。

1点目は、地域団体商標を保持している団体が、GIの申請生産者団体となる場合において生じる誤解である。GI制度において、GI登録前に出願されている登録商標については、GI登録後も商標権者が使用をし続けられることになっている。この点を強く解釈してしまうと、申請生産者団体本人は、GI登録後も、商標権者としてそのGIと同一の文字を構成中に含む商標について継続して使用することも可能であるから、GIの登録内容に従ったものをGIとして表示しGIマークも付す一方、品質基準を満たさない等のGIの登録内容に従っていないものについては商標権者としてGIと同一の文字を構成中に含む商標を付す、このようなことができると勘違いすることに繋がってしまう。農林水産省としては、この

● ような使い分けは認めておらず、登録生産者団体となった際には、生産行程管理業務を厳密に実施してもらう必要があり、登録前から商標権を持っているからと言って、基準を満たさない産品等に当該GIと同一の文字を構成中に含む商標を使用することは、生産行程管理業務に反するものとなる、と解釈しているところである。GIは、その表示から、生産地やその特性等を特定できるものとして認められるものであるため、自らその対応関係を崩すような行動は許されないということであろう。

● 2点目は、地域に複数の有力生産者団体がある場合の取り扱いである。地域団体商標は、出願人のものとしてその商標が周知であることが求められるため、地域に複数の有力生産者団体が存在する場合は、共同して出願してもらう必要がある。ただ、地域の状況によっては、そのような団体は対立関係にある場合も少なくない。そのような際にGI制度は有効に働く可能性がある。GI制度は、特定の団体の財産としてGIを保護するものではなく、その地域の財産として保護すると解せるものである。争いのある団体が2つある例で説明してみると、一方の団体が単独で申請を行ったとしても、その申請書の記載内容がもう一方の団体の産品も含まれるような産品の内容になっているならば、他の団体の生産については前述のアウトサイダーには当たらなくなり、結果として、単独申請でも登録されることが十分にありうる。また、その際にもう一方の団体は、登録された産品の基準に合致する必要があるが、登録生産者団体として事後的に追加するよう申請を行うことができる。その際に追加されるか否かを判断するのはあくまで農林水産省が登録されている内容と照らし合わせて決めるものであり、先に登録してある登録生産者団体が決めるものではない。この点は、商標制度の認識を有している人ほど忘れてしまいがちであるが、GIは地域の財産であることを頭に置いておいてもらえれば、理解することは難しくないと考える。

● その他にも、GIの申請団体は法人格がなければいけないのではないかと（正解：法人格がなくても良い）、名称に地名が含まれてないと登録対象にならないのではないかと（正解：地名が含まれてなくても良い）、名称の使用実績も25年以上ないといけないのではないかと、商品の広告実績等が重要なのではない

か（正解：プラス要素となりうるが、GIでは名称の周知性は要件となっていない）等々、商標制度や地域団体商標制度の知識があるからこそ陥りやすい誤解もあるので、注意が必要である。

5. 外国との相互保護

● 商標制度との大きな差異があるポイントとして外国との相互保護がある。一方の国・地域等でGIとして保護しているものを自動的に相手方の国・地域等でGIとして保護しようという取り組みである。日本においてもこの相互保護を実現できる仕組みを平成28年の法改正によって導入している。日本と同等のGI制度をもっていることを条件に、国際約束において保護すべきものを定めた場合に、日本では、一定の審査（日本で普通名称となっていないか、同一・類似の商標が登録されていないか等）を行った後「指定」することにより、外国のGIを保護することになる。登録と指定で保護内容に違いはあまりないが、最も異なるのは、指定の場合には日本のGIマークを付すことができない点である。ユーザー目線でみれば、海外へ輸出されている産品等ではこの制度のメリットは非常に大きい。外国で自ら登録しなくても保護対象となるうえ、不正表示に対する監視や規制も当該国の制度に基づいて政府が行っていく可能性が高いのである。

● EUとの相互保護が実現間近であるが、相互保護を実現している国はまだない。EU以外では、タイやベトナムと相互保護に向けた取り組みを実施しているのが現状である。それらの国とは、制度紹介等の意見交換を行うとともに、互いにGI産品について相手国に登録申請を行うこととし、将来的な相互保護実現に繋げていこうとしている。

● EUとの相互保護に話を戻すと、平成29年7月のEPAの大枠合意を受け、協定発効の日指定対象となるEUのGI産品について公示を行い、その際に提出された意見をもとに、保護内容を確定している。「ゴルゴンゾーラ」、「パルミジャーノ・レッジャーノ」のような「チーズ」が一番多く、その他に、ハムやサラミ、パルサミコ酢、オリーブオイル等々全71産品となっている。EPAが発効されると、EUのGIが日本でも保護されるようになり、冒頭で述べた「シャンパン」の事例のような「いままで意識せず

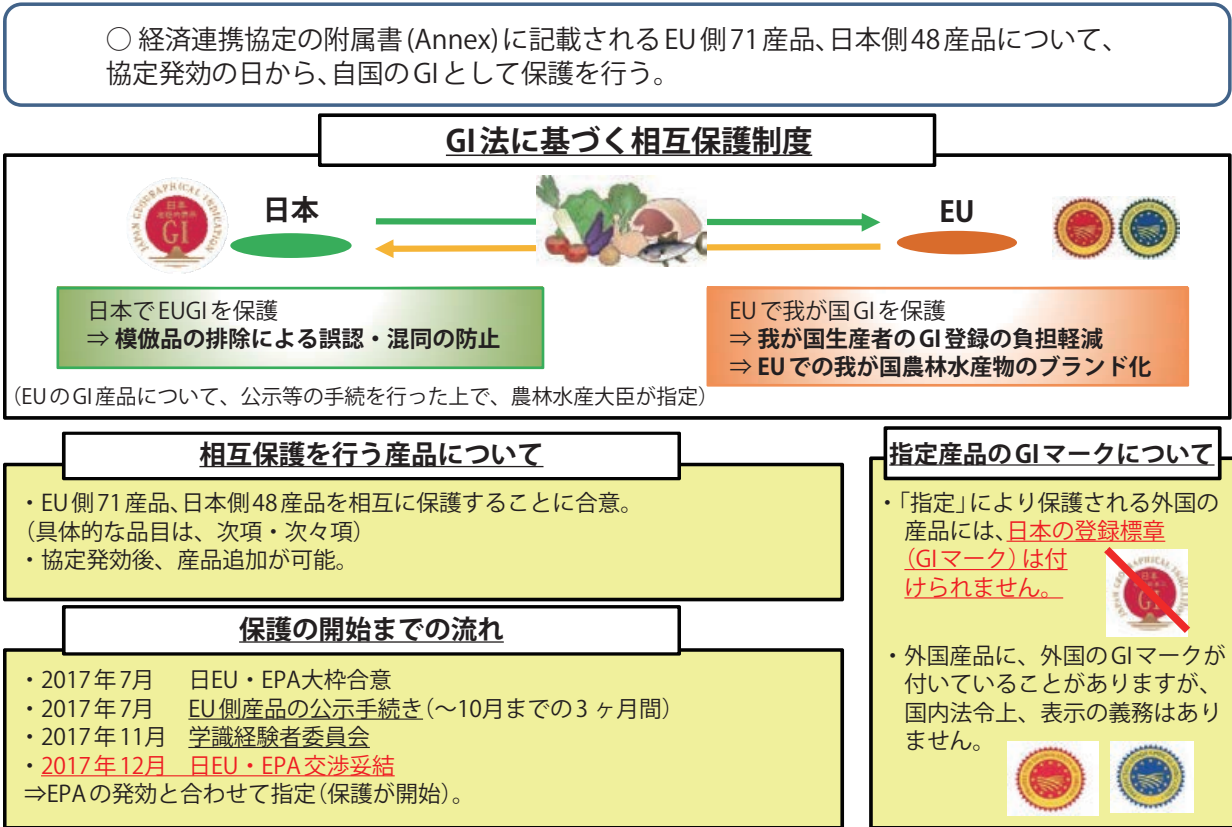


図6 日EU・EPAにおけるGIの相互保護(農林水産省資料より抜粋)

一般的な名称のように表示していたけれども、実はGIであり、今後は真正なGI産品以外にその表示が行えない」という動きが起こるかもしれない。

日本でのEUにおけるGIの保護内容は、基本的にはEUでのGIの明細書に記載されている内容となるが、中には日本国内の流通実態に伴い、修正されているものもある。例えば、あるチーズの明細書に「チーズのカットや包装も生産地内で行ったものでなければならない」とEU明細書で規定されているのに対し、日本国内でカット・スライス、パッキング等を行われている実情があるものについては、カット等を日本で行ったものも正規品として含むということを明記する修正がされているものがある。このような修正については、協定発効後3年以内に、状況をレビューした上、7年間の調整期間終了までに日本とEUの双方が合意できる解決策を導いていく、と農林水産省の資料には記載されている。

大枠合意が発表された頃、盛んに新聞で報道されていたGI指定に関する懸念が、大きく2点あったと考える。1点目は、EUのGIに含まれている普通名称と考えられる語のみの表示も保護されるのか？ つ

まり、「カマンベール ノルマンディー」というGIがあるが、それが指定されることにより、他地域産のチーズに「カマンベール」という言葉のみの表示も表示できなくなるのか？ という点である。この点について、現在の公表資料では明確化しており、GIに含まれている語のうち、普通名称と認識されている語については、真正品との誤認混同を生じない限り、地理的表示の保護は及ばない、とされている。その例として挙げられるのが、前述の例の「カマンベール」や「ブリード モー」の「ブリー」や「モッツァレッタ ディ ブファーラ カンパーナ」の「モッツァレッタ」の部分であり、コーデックス(CODEX)で規格化された世界的に一般名称と認められるもの等が該当するものになっている。よって、指定された後も、カマンベールチーズ、ブリーチーズ、モッツァレッタチーズという記載は、GI指定後も、引き続き、産地や製造方法を問わず、付すことができるものになる。例外の例外として書かれているのは、GI産品であると誤認させるような表示(例えば、「ノルマンディー風カマンベール」)を付される場合であり、そのような表示は禁止される。

もう1点が「パルメザン」チーズについてであろう。「パルミジャーノ・レッジャーノ」チーズの英語訳のカタカナ表記とも考えられる「パルメザン」であるが、日本の消費者として思い描くのは、パスタ等を食するときにかける粉チーズであろう。「パルミジャーノ・レッジャーノ」チーズが有している高級品のイメージとは異なり、食卓にある大衆的な粉チーズの名称として定着している実情から、この言葉が使えなくなると大問題では？ という報道もされていた。ルール上、GI表示の翻訳・音訳は保護対象であることから、原則から言えば、そのようなことになる。この点についても既に方針は示されており、指定後も、ハードチーズの名称として「パルメザン」という単体名称を使用することは、「パルミジャーノ・レッジャーノ」と誤認させる名称の表示方法でなければ問題ない、とされており、当初の不安は払拭されている。

前述のとおり、指定は国際約束の成立を条件としているため、準備は整ってきているが、実際に指定が行われるのは日EUのEPAが発効するときになり、その指定の瞬間からEUのGIの日本における保護が開始されることになる。

5. GI制度の今後の流れ

農林水産省の資料によれば、日EUのEPAにおいては、相手国のGIを相互に高いレベルでの保護を行うことで合意されており、その実現には現行法では対応できていない点があるとされているため、おそらく近い将来、法改正がなされるのではないかと考えられる。

その1つがGIの広告・インターネットでの表示等を含むすべての表示についても規制の対象とすることである。商標制度においては、商標を商品に対する広告やインターネット上の情報等に付す行為も商標の使用にあたることが明記されているが、GI制度においては、産品自体及びその包装、容器若しくは送り状に表示することを規制の対象としているにすぎないため、広告・インターネットでの表示等については、現行法ではカバーされていないようにみえるので、法改正により対応が求められるところであろう。なお、GIそのものではなくGIマークの使用に関しては、農林水産省が「広告、インターネット販売、外食業等におけるGIマークの使用に関するガイドライン」を定めており、その中で広告やイ

○現行のGI法上、規制対象とされている産品への表示だけでなく、**広告・インターネット等のサービスの名称使用を含む全ての表示**についても規制の対象。

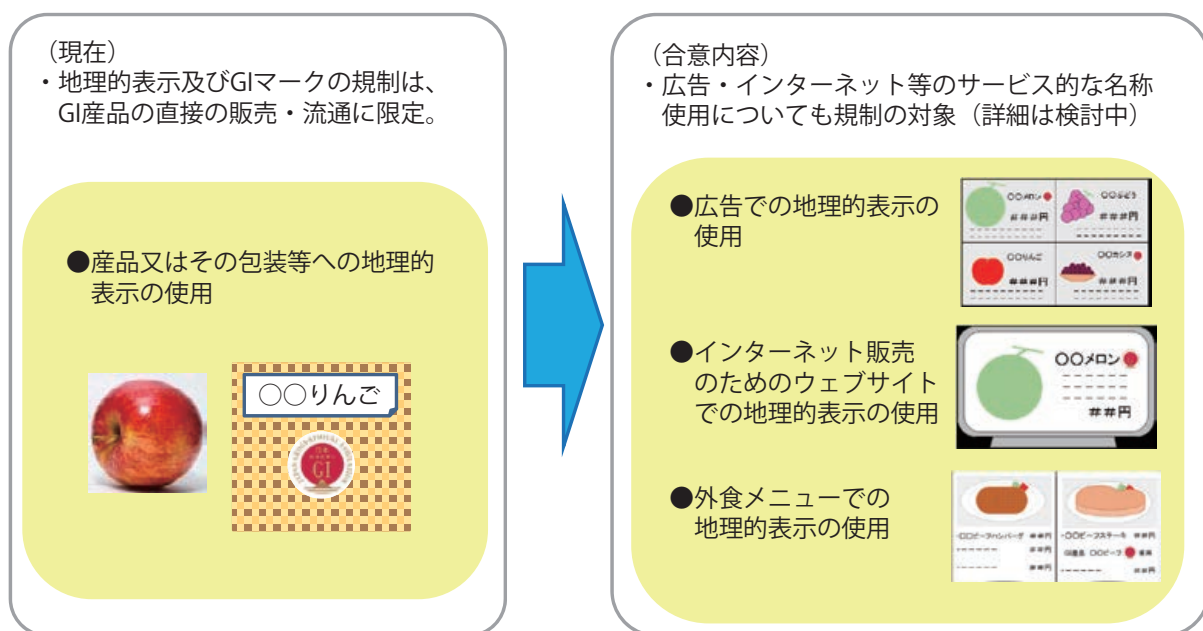


図7 より高いレベルでの地理的表示の保護（農林水産省資料より抜粋）

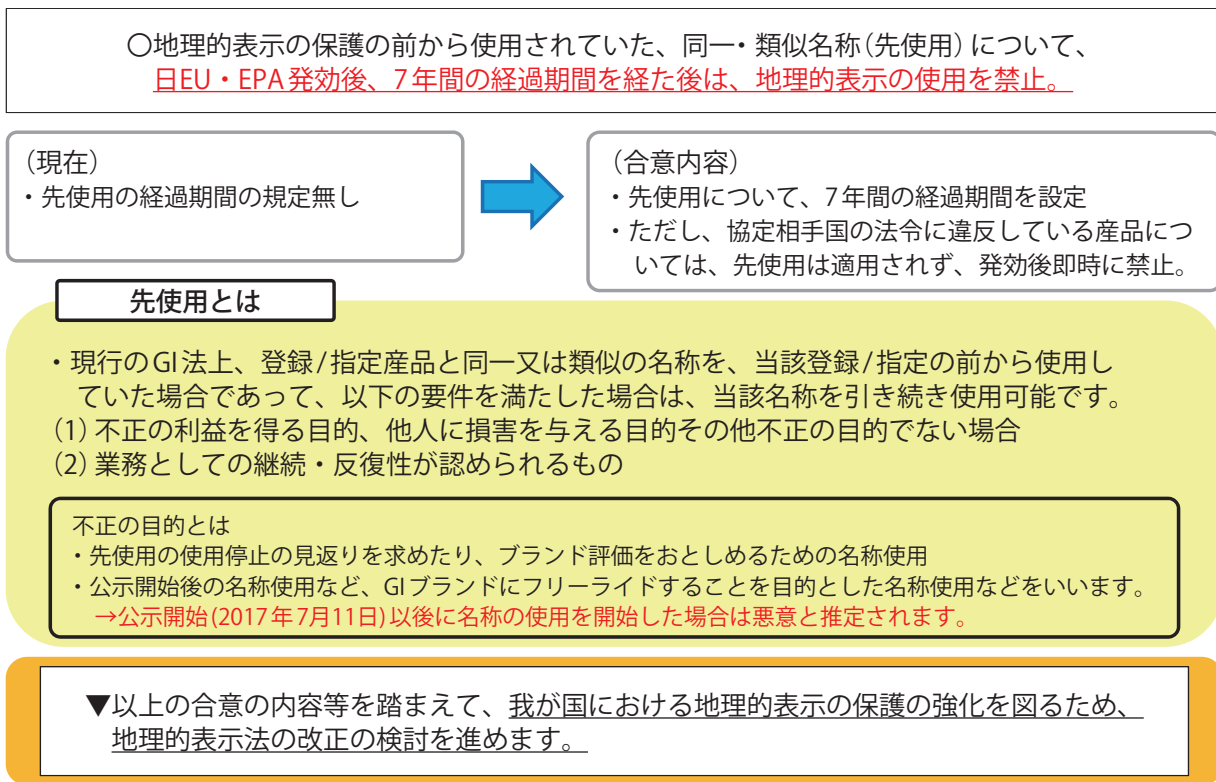


図8 より高いレベルでの地理的表示の保護(農林水産省資料より抜粋)

インターネット上での表示に関して一定の制限を設けている。

もう一つのポイントは、先表示に関してである。日EUのEPAでの合意においては、先表示者が保護されて継続して表示できるのは7年間に限定されることになる。また、EUの法令に違反している産品については、先表示は適用されず、発効後即時に規制対象となるとされている。現行法では、先表示者については、不正の目的でなく登録/指定の前から表示していた場合に、業務として継続・反復性が認められうる限り、引き続きの表示が認められるとなっているので、この点についても改正が求められることになる。登録制度に関する先表示者の継続表示も7年間に制限されることになると、登録申請を考える団体が地元での調整を行うのが難しくなる場合もありうるのではないかと考えられるため、その辺りも注視していく必要がある。

6. 終わりに

5.で挙げた点を含めて、まだまだGI制度は動いているものであり、その動きは軽く・速い。社会情勢

に合わせてどんどん魅力的な制度に変革していくことが期待されるため、今後とも注視していく必要がある。商標制度とGI制度は根本的に異なるものであると認識するが、とはいえ、商品の表示に対する知的財産であることは共通しており、制度面・運用面での調整が必要な場面等も多くでてくることが予想される。海外での模倣品対策等の共通課題も存在することから、引き続き特許庁と農林水産省で協力して取り組んでいくことが望まれるであろう。自身も、農林水産省での経験を活かし、2つの制度の円滑な運営・発展にむけ、なんらかの潤滑油になれるように努力していきたいと考える。

Profile

藤村 浩二 (ふじむら こうじ)

平成12年特許庁入庁。平成16年に商標審査官補。その後、商標分野において食品等の分野の審査業務及び品質管理や審査基準改正業務に携わる。また、在外大使館、独立行政法人工業所有権情報・研修館及び農林水産省での勤務を経験し、平成29年11月より現職。